

福岡県公報

平成二十一年二月二十日
第二千九百三十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

指定した施設の表北九州市門司区の項中

北九州市立松ヶ江南市民センター	〃	〃	吉志新町二丁目一番一号
-----------------	---	---	-------------

北九州市立松ヶ江南市民センター	〃	〃	吉志新町二丁目一番一号
北九州市立東郷市民センター 柄杓田市民サブセンター	〃	〃	大字柄杓田一四 七番地の一四

改め、
同表北九州市八幡東区の項中

北九州市立八幡大谷市民センター	〃	〃	中央二丁目一番一号
-----------------	---	---	-----------

改める。

北九州市立八幡大谷市民センター	〃	〃	中央二丁目一番一号
北九州市立尾倉市民センター 天神市民サブセンター	〃	〃	天神町四番一四号

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）